

中央建設業審議会
労務費の基準に関するワーキンググループ（第 11 回）

日時：令和 7 年 10 月 27 日（月）

15 : 00～16 : 47

場所：中央合同庁舎第 3 号館

10 階 共用会議室

午後 3 時 00 分 開会

1. 開 会

○小川推進官 定刻となりましたので、ただいまから第 11 回中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、本ワーキンググループ運営要領第 3 条第 1 項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、運営要領第 4 条第 1 項により本委員会は公開されておりますが、報道関係の皆様による冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、委員の出欠についてご紹介いたします。

本日は、白石一尚委員の代理としまして、一般社団法人日本建設業連合会労働委員会技能者確保育成部会 賃金・社会保険専門部会部会長の相良天章様にご参加をいただいております。

また、長谷部康幸委員、渡邊美樹委員には、オンラインでご参加いただいております。

なお、榎並友理子委員はご欠席となります。

本日の配付資料の一覧は議事次第に記載しております。不足がございましたら挙手にてお知らせください。

それでは、これより議事に入ります。報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行は小澤座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

労務費に関する基準（案）について

○小澤座長 ありがとうございます。それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、お手元の議事次第に基づき、「労務費に関する基準（案）について」ということで、最初に事務局から資料説明をよろしくお願ひします。

○石井補佐 国土交通省建設振興課の石井でございます。

資料1・2・3ということで、基準（案）に関する資料をつけさせていただいているので、こちらに沿ってご説明させていただきます。資料1が前回素案についてご議論いただいたときから意見照会等をさせていただいて、それに対する回答ということでまとめているものでございます。資料2が「労務費に関する基準（案）の概要」ということで、資料3につけております本文をまとめた内容につきまして、PowerPointの形でまとめさせていただいている。資料3が中央建設業審議会総会に諮りたいとする事務局としての基準（案）という構成でございます。順番が前後して恐縮ですが、まず、前回からアップデートしている点もございますので、資料2の概要につきましてご説明させていただいた後、前回頂いた点からの修正をご紹介させていただければと思います。

まず、資料2をご覧いただければと思います。「労務費に関する基準（案）の概要」ということでございますが、おめくりいただきまして1ページ目は、前回までと大きく変わらないところでございますけれども、少し表現を適正化した部分等がございます。まず、現状というところで建設業就業者の推移と、賃金の全産業平均との比較で低い水準にとどまっています。これまでお話ししてきた内容を紹介させていただいた上で、建設工事請負契約特有の課題を下に記載しているということでございます。右側が今回の新たなルールの導入ということで、幾つか少し追記しているところがございますけれども、こちらにつきましては、これまでお話しさせていただいている内容のとおりということあります。

2ページが「労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ」ということで、こちらも前回、第10回の議論の中で紹介させていただいたものでございまして、こちらも微修正させていただいた点がございますけれども、基本はこれまでお示ししてきたものと同じでございますので、説明につきましては飛ばさせていただきます。

3ページ以降は今回新たにご用意させていただいているものでございまして、基準本文につきまして、2ページは1枚でまとめたものであります、もう少し詳しく全体をまとめるところなっておりますという形で、3ページ以降で紹介させていただいております。

まず、「労務費に関する基準の基本的考え方」ということでございまして、この基準については、技能者の待遇改善によって建設業を持続可能なものとするために、建設工事に

おいて通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）を示すことによって、適正な労務費が公共・民間を問わず、また取引の段階を問わず確保されて、技能労働者に適正な賃金が支払われることを目指すということで記載させていただいております。

より具体的にということで左側でございますが、この基準の位置づけであります。これは第2章以降に記載している部分ということですが、公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費の相場観として、この基準をつくりましょうということ。あくまで相場観でありますので、その下、個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるということでありますので、受注者においては見積り時、公共工事であれば入札時に、本基準の考え方方に沿って適正に労務費等を見積もって、価格交渉・決定していただく必要があるものだという位置づけについて明記させていただいております。この基準の考え方方に照らして、著しく低い労務費等による受注者からの見積りですとか、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約につきまして、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用する位置づけということでございます。

右側でございますけれども、その水準をどのように設定するかというところでございまして、通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）の考え方を書いてございます。まず、まさに賃金を支払うために必要な労務費ということでありますので、技能者の賃金水準について、まず早急に公共工事設計労務単価水準並みとし、他産業並み以上への処遇改善の実現を目指していくというところが途中の議論としてあったかと思っております。こうした前提があった上で、この水準の賃金支払いに必要な原資を公共・民間を問わず確保するためとして、適正な労務費に関しまして公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準にするということで記載してございます。下の枠囲いの中でございますけれども、式の形で示すとすると、通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）を設計労務単価×労働時間、また、その代わりに事前に分かる概念として、設計労務単価に歩掛と予定している数量を掛ける形によって、適正な労務費を示しましょうということにしてございます。また、中に括弧書きでも書いてございますけれども、高い技能を持つ方が施工する場合ですか、高い賃金原資を確保する必要がある場合につきましては、受注者側において労務単価を割り増して見積もって、価格交渉により必要な労務費を確保していただくという設計ということであります。また、個々の請負契約における適正な労務費確保をより円滑なものとするためといたしまして、国土交通省として一定の要件を満たす職種分野について、

この基準を踏まえて計算した場合の適正な労務費の具体値（基準値）を定め運用するということです。

4 ページに基準値の公表として整理しております。まさに今申し上げた価格交渉における本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑にするためとしまして、国交省として職種分野別に本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トン当たり、平米当たり等の単位施工量当たり労務費の形で基準値としてお示しするということです。基準値につきましては、各専門工事業団体・元請団体・国土交通省による職種別意見交換会を経て決定するということでございます。また、基準値は標準的な作業内容・施工条件を前提とした場合の値でございますので、個別の請負契約については、なお受注者が現場ごとに本基準を踏まえて適正に見積もっていただくということであり、また、注文者においてはそれを尊重していただくことが重要ということでございます。基準値の定めがない職種分野につきましても、3 ページでご紹介しました基本的考え方によれば適正な労務費を、設計労務単価水準で見積もって確保していただく必要性に変わりはないということです。

フォーマット、基準値の例ということで、下のほうに書かせていただいているということでございます。この左下の留意点とか条件といったところを踏まえて、現場ごとに適正な値を計算していただくという性質のものでございます。

また、第 3 章に記載しております実効性確保策を、5 ページ、6 ページにまとめて記載させていただいてございます。

契約段階（入り口）における実効性確保策ということで、5 ページでございますけれども、中長期的に目指すべき将来像ということで、受注者として個別契約に即した、また自社の歩掛を基に算出した労務費・必要経費を明示した見積書の作成ということ、注文者におけるその見積りの尊重、また、両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結することです。信義に従って誠実にこれを履行することが重要ということでございまして、今は必ずしも適正に契約や見積りがなされていない状況を改めていく観点での実効性確保策ということで、右側でございますが、我々国交省としまして、この基準を活用した見積り・契約をガイドする運用方針を提示させていただくということでございます。また、必要経費に関する取扱いの明確化ということで、労務費の確保に伴って必要経費として、労働者の処遇に必要なほかの経費へのしわ寄せを防ぐという観点で必要経費の取扱いの明確化をするということであります。また、労務費等を明示した見積書の作成・普及に向けて、国交省のほうで専門工事業者向けの見積書の様式例、あるいはそ

の記載概要を提示するということが項目としてございます。

また、適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境の整備、建設 G メンによるチェックにつきまして下段で記載してございます。自主宣言制度の導入ということで、適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの導入ということで、記載しております建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度を年内に創設いたしまして、ホームページ掲載・経審加点等のインセンティブを付与するということ。また、建設 G メンによる調査等の実施ということで、今回、作成努力義務化されました材料費等記載見積書について、しっかりと受発注者で保存していただき、ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出し、また、見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額を比較するということを G メンとしてやっていきたいということあります。

6 ページの出口のところでありますけれども、CCUS レベル別年収を支払っていきましょうということ、また、コミットメント制度の導入、技能者通報制度の導入、国土交通省による悪質事業者の公表ということで、項目をまとめさせていただいているところでございます。それぞれ記載の内容を本文の資料 3 の中に盛り込んでいるということでございます。

こちらが全体像ということで、資料 3 に記載されている内容をかいつまんでご紹介したものでございます。

次に、順番が前後いたしますが、資料 1 をご覧いただければと思います。こちらには、前回、9 月 18 日のワーキング当日、またそれ以降、委員の皆様から頂きました、前回お示しした素案に対するご意見をまとめさせていただいております。一番左が委員のお名前と、当日頂いたもの、後日頂いたものに分け、該当節番号で該当のある場所をお示しした上で、一番右側に対応方針と具体的な考え方ということで、それぞれ頂いたご意見への対応を記載させていただいております。これを全て合わせますと 10 ページ分、112 個の意見を頂いておりまして、全部ご説明すると少し長くなってしまいますので、大きく本文の変更に跳ねるようなところを中心にご紹介させていただければと思います。

まず、1 番目は西野委員から頂きました背景についてということで、そもそもなぜこの取組をしなければいけないのかというところを、この業界の中、あるいはこのワーキングの委員の皆様は当然よくご存じかと思いますが、発注者とか外の方も含めてしっかりと分かるように十分説明していくべきではないかとご示唆いただきまして、修正の細かい内容は

本文の対応箇所をご覧いただければと思いますけれども、第1章（1）の背景のところに追記させていただきました。

次に、5 ポツ目ですけれども、第1章（3）②ということで、前田委員から適正な水準の労務費を超えた単価については査定対象としないような文言が必要ではないかといったご意見を頂いていたところであります。これは、後ほど、15、16、17、18、19 ということで、白石委員や西野委員からも、レベルが高い方とか技能が高い方が入られる場合の取扱いということで類似のご指摘を頂いて、いろいろご指摘いただいたところをまとめまして、第2章（1）②の3 ポツでございます。こちらは技能の高い方とか CCUS レベルが高い方を必要とするような工事において、より高く見積もって価格交渉ができますよというようなところをしっかりと明記するという形で受けさせていただいて記載しているところでございます。

8 番は西野先生から前回当日に頂きました、本基準が適用される技能者の定義を明確にすべきというところでございまして、こちらにつきましても第2章（1）②に入れさせていただいているということであります。

10 番、11 番で、設計労務単価を今回基本的に目指すべき水準として位置づけていますけれども、そこに関してより高い水準とか、るべき水準を検討すべきではないかというご意見を頂いていたところにつきまして、第2章（1）①で位置づけとして、冒頭申し上げましたが、公共工事設計労務単価並みを目指すということは、当然、他産業並みにはほぼ類似するというところでございまして、そこをしっかりと目指していくということですとか、第4章（3）ということで、今後の見直しに係る記載につきまして、ご指摘も踏まえて本文を反映させていただいているというところでございます。

No.13 ということで次の2ページ目ですが、第2章（1）①というところで、これも先ほどの日建連の白石委員からのご指摘と同じで、目指すべき水準のところと頂いていたご意見につきまして、第4章（3）の「基準の見直し」で、フォローアップですとか社会経済情勢の変化を踏まえた見直しというところで言及して対応させていただいている

3 ページ目の 22~24 で、第2章（2）②関係で荒木委員から 3 つのご意見を頂いています。歩掛について、国交省直轄の歩掛を活用することを原則とするという記載に関して幾つかコメントいただいたところでありますけれども、まず、この基準値というのは、あくまで標準的な場合こうなりますよということで、実際の施工現場でこれが妥当しない

場合においては、当然違う値を入れていただくべきものであるというところでございます。細かい字をいろいろ記載させていただいておりますが、そういったお答えをさせていただいているということと、ここに直接記載していませんが、第2章(2)「基準値の定め方」の7ポツということで、8ページの280行目ですけれども、そうした違いを踏まえて基準値を補正して労務費を算出する必要があるということを、ご意見も踏まえて明記させていただいている。佐々木委員、土志田委員からも、この「原則とする」という書きぶりについて同種の意見がございましたので紹介でございます。

あと、35、36ということで、佐々木委員、西野委員からご指摘いただきました。これは4ページ目です。生産性の高さなどの要素により競争されて、競争環境を構築する必要があると記載しておりました第3章(1)のところ、実効性確保策の総論的記載でありますけれども、佐々木委員から生産性向上に向けた取組について、もう少し受注者の取組意識・意欲に働きかける記載をということですとか、西野委員からは技術のところをもう少し補強して書いたほうがいい、生産性向上だけではないのではないかとご指摘いただきまして、修正させていただいている。

また、39番から43番も各委員から、特に発注側の委員から頂きましたけれども、第3章(1)の重層下請構造に関するご指摘でございまして、業界一丸となって重層下請構造の改善に取り組んでいくという趣旨につきまして記載させていただいております。そのほか表現を磨きまして、後ほども触れますが、第5章にも記載させていただいているということであります。

また、第3章(1)と、(4)のところにも跳ねますけれども、公共工事における上乗せの取組に関しまして、45番、46番、47番、長谷部委員、三宅委員、松戸市の渡辺委員から頂いております、公共工事なぜ上乗せの取組が必要なのかという記載につきまして、第3章(4)にいろいろ改めて整理して記載させていただきました。この第3章(4)につきましては、かなり大きく手を入れているところでございます。皆様の意見を反映させていただいた形になっていると理解しておりますけれども、少し補足でご説明させていただいたというところであります。

あとは、72、73、74、CCUSレベル別年収を払うに当たって、必要な原資を書けるような表現の工夫をしてほしいというような趣旨を白石委員から頂いていたところであります。また、CCUSの能力判定とかを頑張ってほしいというところでございまして、記載ぶりにつきましては第3章(1)、あるいは第2章(1)②の3ポツのところでいろいろ

と記載させていただいている。また、CCUSにつきましても、3か年計画に沿った利用拡大というものをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

あとは 85 番の意見であります。コミットメントの表現の仕方でございまして、84 番の長谷部委員と 85 番の白石委員でページがまたがってしまって恐縮でございますけれども、そちらで頂いております。第 3 章 (3) ②でコミットメントについて、サプライチェーン全体の個々の取引について、一度修正案として「個々の取引において積極的に取り入れる」という表現にすべきではないかと長谷部委員からご示唆いただいたところでありますけれども、一方で白石委員からは、あくまで任意の制度という中で、「積極的に取り入れる」というのは表現として強過ぎるのではないかと 85 番で頂いていたところであります。最後は少し折衷的に、第 3 章 (3) ②の 1 ポツ目ということで、「サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨する」という表現に修正させていただいているとありますけれども、少し委員間のコンフリクトがあったところとしてご紹介させていただきます。

91 番から 96 番は、第 3 章 (4) の公共工事の役割における上乗せの取組とか、あるいは公共発注者の役割につきまして、いろいろとご意見を頂いていたところでございます。品確法の運用方針の位置づけも含めまして、いろいろとご意見を頂いたところでありますけれども、実際に記載されている内容を整理いたしまして、それぞれ記載させていただいているということであります。

あと、104 番は長谷部委員からのコミットメントのところですので、先ほどご紹介したとおり「推奨する」の表現に修正しております。

また、106 番、107 番で、物価資料の価格の位置づけについて、いろいろとご示唆いただいたところの、いわゆる物価本の額のみが正しいという誤解を与えないようにしてほしいというご示唆がございまして、そちらにつきましては、あくまで「一指標」と表現を修正して記載しているところでございます。

108 番の大森委員の意見ですとか、109 番の土志田委員、110 番の西野委員、111 番と 112 番が土志田委員ということで、総論的なまとめの記載につきまして、こちらもいろいろとご示唆を頂いているということでございまして、これも大きく変えたところとして、第 5 章を「結びに」として追加して、前回の素案から丸々新しく書き起こしているというところでございます。こちらにつきましては全体として、この基準として示したいメッセージといいますか、それぞれ注文者側としてこういうことを意識する必要がある、受注

者側としてこういうことを意識していただきたいということを、途中段階の委員のいろいろなご意見も紹介いただいたところでございますけれども、そちらを踏まえまして、また事務局としての思いも付け加えさせていただきまして、「第5章 結びに」という形で記載させていただいているということでございます。

全体として、今申し上げたようなところが素案からの変更点でございます。この内容で総会に進めてよろしいかどうか、ご審議いただければと思っております。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、資料1、資料2、それから、結果として文章表現になつたものが資料3ということで、お手元にあるかと思います。改めてご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。また、オンラインでご参加の方は、ご質問、ご意見がございましたら挙手いただければと思います。——お願いします。

○西野委員 京都大学の西野です。各立場、公共発注者、民間発注者、元請建設業者、専門工事業者、それから私どものような学識者の意見も盛り込んでまとめていただいたと思います。これをまず公表するということが、一つ大きな意義があると思っています。

その上で、資料1の110のところなのですけれども、おおむね意見は反映いただいているのですけれども、改めて私が挙げております2ポツ目の、「発注者および注文者と受注者が対等な立場でパートナーシップを構築し、労務費の基準の実効性を確保し、価格から質の競争へ転換を図り、建設業を持続可能なものとするために、それぞれの立場で責任を果たす必要がある」というところを反映いただければと思います。意見のニュアンスというか、言わんとしていることは様々にちりばめていますと思うのですけれども、これまでの議論でも共有してきましたところを、ここに参加されている方たちはよく理解して、また議論の起点にある懸念も共有して今回のまとめに参加しているわけですけれども、公表された資料だけを読む立場の方だと当事者意識がどれぐらい持てるかというところは結構差があるかなと思います。ですので、商習慣を変えるというようなキーワードが以前出てきたこともあり、パートナーシップというのは、これのきっかけになる中建審の議論でもずっと言われています。また、それぞれの立場で、発注者であろうが受注者であろうが、受注のどの立場であろうが自分の責任を果たすということ、そのあたりも共有してきたと思いますので、改めてこの内容を入れていただければと思います。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。少しほかの方のご意見も頂いて、後ほどまとめてご回答いただければと思います。

他はいかがでしょうか。どうぞ。

○荒木委員 全建の荒木です。これまでの様々な議論を踏まえた上で資料を取りまとめていただきまして誠にありがとうございます。現在の建設業界の深刻な課題である扱い手確保のためには、適正な水準の労務費が全ての工事及び全ての契約において確保され、技能者に賃金として支払われるようとする必要があり、労務費の相場観を定める労務費に関する基準をできるだけ早く運用させることが必要であると考えます。そのため、今回提示されました労務費に関する基準について、基本的に異論はありません。その上で、労務費に関する基準が実効ある基準として運用されるため、関連する他の制度の見直しや、他の制度とより効果的な連携などが行われるよう、引き続き検討及び改正を行っていただくことを期待します。これまでの議論の中でも言及しましたが、改めて発言させていただきたいと思います。

1つ目は地方自治体が発注する小規模工事についてです。地方の小ロット工事では、国土交通省直轄工事の歩掛を用いると労務費が低く算出されてしまいます。小ロット工事の歩掛が出来上がるまでは、発注者は国土交通省直轄工事の歩掛を用いるため、元請は実態に合わない低い労務費を発注者から支払われる一方で、下請には現場条件に応じた歩掛を用いた労務費を支払う必要があるため、元請が過度な負担を負うことになります。この標準歩掛と現場条件を加味した歩掛の差を利用することで、不適格な元請は適正な労務費を支払わず、労務費を低く抑える労務費ダンピングができてしまうことも併せて懸念されます。そのため、できるだけ早く小ロット工事に対応した歩掛をつくっていただくとともに、それまでの間、このような懸念を踏まえ標準歩掛の適用の下限値を示し、下限以下の規模の場合は見積りを採用する等の運用を速やかに検討いただくようお願いします。

なお、資料3の280行目からの内容について意見を踏まえ修正いただきましたが、労務費の基準値と補正すべき労務費との関係についてよく分からぬ点があるため確認させていただきたいと思います。例えば、小規模工事において、発注者が国土交通省直轄工事の標準歩掛を用いて労務費を積算したため労務費が著しく低い状態で発注された場合、労務費の基準値には合致しているものの補正すべき労務費には合っておりません。この場合、補正されていない労務費で積算した発注者は指導等の対象になるのでしょうか。この点について確認させていただきたいと思います。

2つ目は入札制度の見直しです。これまで申し上げてきているとおり、公共工事においては低入札調査基準価格である予定価格の92%での落札となる場合が多くあります。こ

れでは労務費を 100%行き渡らせることは困難です。入札段階から労務費を切り下げない対策として、労務費について積算額の 100%を下回っている場合は落札させない措置の導入や、標準歩掛で積算した上で 7~10%加え予定価格を設定する等、入札制度の見直しを引き続き検討していただきたいと思います。

3つ目は G メン制度の効果的な運用です。適正な賃金が技能者まで支払われていることを確認するためには G メンによる調査が不可欠です。また、不当な支払いをしている企業には、G メンが調査に入ることが周知されれば、不適格企業に対する牽制にもなりますので、積極的な活動を期待します。限られた人員体制である G メンを効果的・効率的に運用するためには、例えば労働基準監督署と連携して調査する等の対応を検討していただくようお願い申し上げます。私からは以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○相良様（白石委員代理） 今日は白石の代理で来ている日建連の相良です。よろしくお願いします。

今日は 2 つ、資料 1 の No.10 と No.67 について少しだけお話しさせていただければと思います。

まず、No.10 の公共工事設計労務単価についてですけれども、労務費の基準の算出根拠として公共工事設計労務単価を用いるに当たって、技能者の処遇改善につながる意図を含む表現を基準本文中に多数盛り込んでいただいたことに謝意を表します。労務費の基準が勧告された後も、技能者の処遇改善が本制度の趣旨であることを念頭に、公共工事設計労務単価を継続使用するにせよ、別のふさわしい値を採用するにせよ、基準単価がどのような単価であることがふさわしいのかは、折に触れて議論を深めていただければと存じます。

それから、No.67 の当初見積書の定義について、これは日建連のほうから何度も申し上げさせていただいているだけでも、当初見積書がどの時点のどの程度のものを指すかという点は、本ワーキンググループで再三申し上げている設計図書の精度を高めることや、G メンとの調査に備えるということなどにも波及し、労務費の基準の入り口での取組に大いに関連する極めて重要な定義であると考えます。当初見積書の定義については運用方針に記載いただけるとのことで、その点については大変評価しておりますが、その重要性を考慮すると、労務費の基準本文においても記載することが望ましいのではないかと考えております。

以上 2 点です。よろしくお願ひいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。——ございませんか。

では、ここで事務局から回答をお願いします。

○石井補佐 最初の西野委員からのご指摘でありますけれども、基本的には西野先生から頂いたコメント、前後の文節とか同じことを言っていないかどうかを精査しながら第 5 章としては整理したつもりなのですが、具体的には先ほどのパートナーシップという単語は確かに今入っていないのですけれども、それ以外……。

○西野委員 ありがとうございます。「対等な立場で」というのは契約のところで入れていただいていると思うので、「パートナーシップ」というところと、国交省で出される資料のほうには入っていたかなと思うのですけれども「価格から質の競争へ」というところと、それから「それぞれの立場で責任を果たす必要がある」というところです。このワーキングに来られている発注者の方々はそれぞれご自分が当事者であるという意識をお持ちだと思うのですけれども、やはりそうでない方も世の中にはたくさんいらっしゃると思いますので、それぞれの立場でそれぞれの責任を果たしていくというところも改めてうたう必要があると考えております。

○石井補佐 分かりました。「技術に基づく健全な競争環境」のところは、ある程度含意はしていますが、最終的な表現ぶりは考えたいと思います。

あと、荒木委員から頂いていたところでありますけれども、後で入企室等からもコメントを補足いただければと思いますが、本来小規模な歩掛を設定すべきところで国交省直轄の歩掛で発注した場合どうなるかというようなお尋ねがあったのだと思ってますが、ここに関しては、まさに適正な額での発注を促してきたところであります、それがよからざるという位置づけは、これまでも今後も変わらないのであろうと考えております。

それから、相良委員からありました当初見積書の定義につきましては、ご示唆いただいたとおり運用方針ですね。別途、委員それぞれとはご相談させていただいておりますが、その中で記載されている定義を本文に記載してほしいというところで、ここはあえて駄目というものでもないので、どういった内容を記載すべきか再度整理が必要かと思いますけれども、先ほどの追記すべき点としてご示唆いただいた点を含め検討したいと思います。

○高橋室長 入企室の高橋です。荒木委員からの小ロット歩掛の話と、それから低入調査のときの 92% の話、この 2 つについてお答えさせていただきます。

まず、小ロットの歩掛ですけれども、これは特に市町村発注工事での直轄との乖離の実態を踏まえて、どういうことをしていかなければいけないかという、予定価を自治体がつくるときに標準歩掛を使った場合の実態ということで今調査を行っておりまして、自治体が予定価を立てるときに、より適切に設定していただくための分析をして横展開を図っていきたいと考えております。そういう中でもう1つ話がありまして、自治体が予定価を立てる場合の直轄の標準歩掛との乖離という話と、労務費の基準値を定めるに当たっての話があると思います。特に基準値を定めるに当たって、今補正を図ってくださいということでお答えしておりますが、その補正についてもまた乖離が出るのではないかというご懸念だと理解しております。そうしたところにも我々が今調査しているものが使えるところは使えるように工夫していきたいと思います。というのが1つ目です。

もう1つは低入調査の92%の話でございます。国の中公契連モデルにおきましては、予定価格の92%であっても直工で97%、うち労務費100%が確保されるというモデル式に設定はされていますが、実態として適切な見積りが行われずに、過去の落札実績から予定価格を推算することで入札が行われるような実態も存在しているのではないかと思います。今回の担い手3法改正の趣旨というのは、こうした上からの過去の実績を踏まえたような見積りの慣行を、改めて業界の健全な発展に資すればということでやっております。そういう意味では、この慣行を変えていくために入札制度も不断に見直ししていく必要があると思いますので、ご要望いただきましたような入札制度の改善については引き続き検討させていただきたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございました。

それでは、ほかのご意見をお受けしたいと思います。——よろしいでしょうか。
オンラインでご参加の長谷部委員、それから渡邊委員はいかがでしょうか。長谷部委員、お願いします。

○長谷部委員 全建総連の長谷部でございます。このたびは意見を反映した基準の取りまとめをいただきまして本当にありがとうございます。

1つは、今回労務費に関する基準を定めていただいて、入り口の労務費部分をしっかりと確保して、サプライチェーン全体で公共・民間を問わず、発注者を含めて出口の賃金支払いとして流していくという論議をこのワーキングでさせていただいたかと思っております。その意味では再三私も意見の中で申し上げましたけれども、重要なのが重層下請の契約関係において、コミットメント制度の実効性をどう確保していくかというところが1つ

の大きな課題と認識しています。引き続きまずは公共工事で、コミットメント制度導入のモデル的な取り組みを実践していただき、入り口の労務費から出口の賃金支払いまでしっかりと流れしていく仕組みづくりを、公契約条例や諸外国の労働協約等も参考にしていただきながら、改めてこの場でお願いさせていただきます。また、建設キャリアアップシステムのレベル別年収等を、現場従事者の適正な賃金水準としていくために、国としての具体的な方向性・施策を改めて示していただきながら、労務費に関する基準、適正な賃金支払いが実効性あるものとして、まずは基準が勧告されて、それが全ての建設業者、現場従事者、また発注者に周知・徹底されていくための論議、建設業における新しい取引ルールの確立、労務費に関する基準の効果検証等を、引き続きこのワーキンググループで論議していくことをお願いいたします。以上でございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

渡邊委員はよろしいでしょうか。

○渡邊（美）委員 渡邊です。1つ質問でございます。資料2の最後のところに「CCUS レベル別年収の概要」をつけていただきいて、それと対応して資料3の213行目に「CCUS レベル別年収を日額換算した額の加重平均」というくだりがあるのですけれども、今回質問させていただいたのが、レベルの高い人になるべくちゃんと支払いができるようにということを考える中で、公共工事設計労務単価というものが果たしてCCUS レベルの年収で見るとどのレベルを考えていて、それで加算なのかということを我々発注者としては考えるべきなのかといったところ。公共工事設計労務単価とCCUS レベル別年収との運動性といったものは、どのように表現されるのかという質問をさせていただいていたのですが、この資料を見る限り「加重平均が」というくだりになっていて、そのあたりで理解していない部分があるので、もう少し教えていただければなというところでございます。質問の意図はよろしいでしょうか。

○石井補佐 ありがとうございます。長谷部委員からありましたコミットメントのところは、山影さんのほうからいいですか。

○山影調整官 コミットメント制度について全建総連の長谷部委員から頂いたところでございますけれども、やはり公共工事から率先してやっていく姿勢が大事だと思っていますので、関係部局と連携して、そういうことについてもしっかりとやっていきたいと思ってございます。以上でございます。

○石井補佐 もう1つ、渡邊委員から頂いていた CCUS レベル別年収と労務単価の関係

ということではありますけれども、CCUS レベル別年収自体は、ご指摘いただいたように資料 2 の 9 ページにあるような形で、能力分野別にお示ししているということではあります。その上で、公共工事設計労務単価自体は労務費調査と申します公共工事設計労務単価を出すために行う調査の結果として、その対象となっておられる労働者の方の全体平均という形で整理しているところではあります。

レベルは何なのかというところで言うと、このレベル自体は職種・能力評価分野ごとにそれぞれレベルづけがされているということでありまして、全体としてレベルは何だというところで言うと、結局この調査対象になっておられる技能者の方の平均というのが一番適切なのかなと考えています。

もう 1 つ、発注者の立場の視点で言うと、発注者側が例えば UR さんとして予定価などをつくるときに、このレベルの差を考慮して予定価をつくらなければいけないとか、そういった関係にあるものではないというところで、設計労務単価は設計労務単価として、これまでどおり予定価格の算出に使っていただければよろしいものかなと。受注側として、この工事で大体どのぐらい、例えばレベル 4 の人を入れないと回らないで、この人を入れた積算をするといったようなこととして、しやすいように加重平均というお示しの仕方をしてございますけれども、こうした位置づけであるとご理解いただければいいかなと思っております。

○渡邊（美）委員 内容は理解したのですが、そうすると、予定価が基本的にはレベル別に対応しないということになると、実効性というところではどうなのかなという疑問があったということでございます。

○石井補佐 例えば、今ご指摘いただいた資料 3 の 213 行目以降の後ろのほうに行きますと、受注者としては「CCUS レベルの高い者等、高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合」というところに関しては、より高い額の労務費を確保して見積もってくださいということになっていまして、もちろんチームとして全員 4 というのはなかなか想定し得ないと思っていますけれども、実際に高いお金を払わないと集まつてもらえないような現場となれば、受注側がこうした値段というものを札入れして出してくるということになろうかと思います。発注者としてはそこを踏まえて、要はどういう契約価格を取るかをお考えいただくということなのかなと思っています。

○渡邊（美）委員 分かりました。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ほかのご意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○丸山委員 山下 PMC の丸山でございます。膨大な資料の取りまとめをありがとうございました。

1点だけ、私も質問をさせていただきたいのですけれども、コミットメント制度は私もずっとすごく重要だと思うと申し上げてきたのですが、なぜ公共でできて民間では今はまだやらない、なぜ民間ではできないのでしょうか。民間に適用しないという理由が、標準労務費自体は民間も適用していくにもかかわらず、今のお話だとまず公共からというお話だったかと認識したのですが、民間でやってはいけないことはないのでしょうけれども、民間ではまだ推奨しないということなのでしょうか。だとしたら、公共にできて民間にできない理由は何なのかというのを教えていただきたいのですが。

○山影調整官 建設業課の山影です。私の答え方がやや誤解を招く表現だったと思います。全建総連様から公共工事で特に率先してやってほしいというご意見だったので、公共工事で率先してやりたいということを申し上げたものでございまして、この制度自体は公共工事でも民間工事でも、発注者と受注者の間でしっかりとお話しをして導入していくものでございますので、決して民間工事でやらないということではないということで、少し私の全建総連の長谷部様への回答が誤解を招いたということであれば訂正させていただきたいと思います。

○丸山委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井補佐 補足すると、「推奨する」という表現は公共も民間も含めた全体にかけていふと理解いただければと思います。

○丸山委員 分かりました。ありがとうございます。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願ひいたします。

○青木委員 住宅生産団体連合会の青木です。皆様の意見をうまく取りまとめていただきまして本当にありがとうございました。

全体的には言うことはないのですけれども、最後の 583・584 行目の「あわせて、建設業界として、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことにより、建設コストの上昇を抑える努力を期待したい」というところなのですけれども、この点は非常に実は重要なところかなと思っています。全体を実施すると、当然建設コストというのはかなり上昇すると思います。それをよしとしていいのかということもあると思うので

す。家を買いたい人が買えなくなるといった話も当然あるわけですから、やはりこれを実行するに当たっては、最後の2行目にあるような建設コストの上昇を抑える努力というのは、何らかの形でもう少し明確にといいますか、場合によってはポツをもう1個独立させて書いていただくとか、直接的な内容とは少し違うのかもしれません、ただ、生産性向上だとか、こういったことがないと、やはりコストだけがどんどん上昇してしまってという懸念がありますので、同時にこういったことに対しても、これを実行するに当たってはやっていかなければいけないというような文章を。一番後ろがいいのかどうかは分かりませんけれども、そんな感想を持ちました。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。お願いします。

○惠羅委員 法政大学の惠羅です。この間、委員会に出席できなかつた回もあり申し訳ありません。本当に膨大な詳細な資料、いろいろな意見を反映していただいてありがとうございます。

内容には異議はないのですが、最初と最後のまとめをちゃんとつくったということで、非常によいかなと思いました、どちらに当てはまるか分からぬのですけれども1点、担い手の確保で若年者の確保、新規入職者というところに書かれているのですけれども、どうしても担い手の確保だと、一般的に採用面というイメージを社会的には持たれるかなと思うのですけれども、この内容は実質的には非常に技能に見合った待遇ですか、それを確保して技能者のキャリアアップ・定着を促すという中長期的な内容になっていると思いますので、どこかに「定着」という言葉が、既に入っていたら申し訳ないのですけれども、その辺のニュアンスをもし可能であれば入れていただかといいのかなと思います。今後のCCUSなどのキャリアアップシステムとの連携の中でも特に技能育成ですか、中長期的な技術的なキャリアアップと、入ってくるだけではなくてというところが問題になってくると思いますので、それが1点。

あと、2点目は、今出ました最後の一文の建設業としてコストの上昇を抑える努力ということで、これは既に議論いただいたところかなとは思うのですけれども、この内容自体は非常に理解できるのですが、これが最後の一文で終わるというところは、議論した上でそうなっているのかなという。そうであるけれども「賃金確保のサプライチェーンによる努力が必要だ」と、何となく内容に即した一文のほうがいいのではないかなど私は感じましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小澤座長 ありがとうございます。

ほかにもうお1人ぐらい、いらっしゃればお聞きしたいと思います。お願いします。

○土志田委員 質問ということではないのですが、本当にこの10年から15年、制度改革について国を挙げて建設業界・建設業の在り方について取り組んできていただいて、今年は労務費基準の取りまとめをしていただいて、今日、大体取りまとめができたということで、本当に感謝を申し上げます。

そういう中で、今後、私もこの会議の席上で何度か言わせていただいて、今日も荒木委員からまさしく冒頭に頂いたご発言、この制度、労務費については今回こういう形で決まってきますが、ほかの制度改革も合わせていただかないと、やはり末端への行き渡りというところでかなり、今までとそんなに遜色ない状況になってしまうのだろうと思っております。入札制度の改革は、最低制限価格の意見も先ほど出ておりましたが、最低制限価格に集中してしまうような制度でなく、ぜひとも予定価格に集中して入札を行えるような制度に変えていただきたい。そうすることで、末端で働く労働者も、この業界にもう一度魅力を感じて戻ってきていただけるということだと思います。これは技術者もそうですが、職人さん、先ほども岩田委員と冒頭会議の前にちょっとお話をしました。外国人の労働力が5割を超えている県もあるとお聞きして、実は私は愕然としたのですが、それで本当に外国人だけで成り立つかというと、なかなかそういうわけにはいかないということだと思います。ぜひ入契法など変えるべき制度はしっかりと並行して取り組んでいただきたいというお願いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小澤座長 ありがとうございます。

それでは、ここでお願いしてよろしいですか。

○石井補佐 まず、恵羅委員の最初の定着の表現につきましては意図して入れているところではないので、どこに入れるべきかというのは考えた上で、一応全体として、最初の法改正以来の目的として入職というか、どんどん入ってきてもらうというところをベースに書いていたのですけれども、もちろん抜けてしまってはということもありますので、どういう入れ方ができるかというのは考えた上で対応したいと思います。

あと、青木委員からもご指摘があった最後の建設コストの書きぶりです。まず、第3章(1)の330行目でも、過度な重層下請構造の改善に取り組んでいくだとか、地域の守り手としての役割を持続的に果たしていくことができる事業構造の確立というところで、かなり強調して書いてあるものの、再掲という形で入れさせていただいているところではあ

ります。第5章全体の構成として、受発注者双方においてこういうことをやっていってほしい、発注者としてこういうことをやっていってほしい、受注者としてこういうことをやっていってほしい、発注者・受注者という流れで書いているということでありまして、何かあえて変えるべきというところがもしあれば、その上でなお変えてほしいということであれば検討はいたしますが、受注者側の立場としてそのように変えていいかどうかというところは今日併せて賜れればと思っておりますが、青木委員と惠羅委員、いかがでしようか。

○青木委員 ありがとうございます。私の意見としては、どちらかというと重層下請構造というよりも生産性の向上を、これはいろいろな方法があると思いますけれども、それをここで議論する場ではないというのは重々分かっておりますが、ただ、そういったことも含めて、やはりトータルとしての建設コストの上昇を抑える。当然上昇はすると思いますけれども、その中でも上昇を抑えることを生産性の向上も含めてやっていかないと、場合によっては「こんなのできるはずないじゃないか」というのは、結局コストが上がってしまったから売れないじゃないかとか、本当に現場で実際にやっている人たちから意見としては恐らく出る可能性があるのです。ただ、そういったことではなくて、やはり払うべきものは払うということで、では、単純にそれだけでいいのかという話ではなくて、そのためには生産性の向上をしっかりとやらなければ絵に描いた餅になってしまふでしょうというようなことがあるのではないかなと思いました、先ほど申し上げた次第です。

○小澤座長 惠羅先生はいかがですか。

○惠羅委員 内容そのものは理解できているとは思うのですが、最後の文章の、何となく最後の締めのところにあったので、ここでこれを締めにしているのかなという印象を受けたということと、その理解でいいかということと、あとは「結びに」のところが、ポツで全部の文章の締めというよりは、いろいろな項目を並べたという構成になっているので、それを考えるとそれほど順番にはこだわらなくてもいいのかなと思います。それほど自分はどうしても変えてほしいというわけではなくて。

あと1点だけ。「自律的に取り組む」の「自律的」のところはどういう意味か、これも何となく分かりにくいかなと思いました。最後の一文なので、論文とかでもそうですけれども、最初と最後の一文は物すごく重要だと思うので、それを意識した上での文章ということで、完成度を高めていただきたいという要望です。

○伊勢参事官 建設人材担当参事官の伊勢でございます。今ほどの建設コスト上昇に係る

記載については、やはりこの場はいろいろな立場からご議論に参画されている方がいる中で、一番ある意味コンフリクションが大きい部分なのかなということを、これまでのご意見を踏まえながら書いたところでございます。

最後に惠羅委員からございました「自律的に」というのは、まさに業界自らの課題として自覚し、自発的に取り組むというニュアンスで「自律的に」と書かせていただいた次第でございます。

青木委員からありました「建設コストの上昇を抑える努力を期待したい」というのは、なぜ期待したいのかという部分が必ずしもここに書かれていないので、突然「あわせて」の後ろから生産性の向上だとか下請構造の解消にというようなことを書いてございますので、なぜそれが必要なのかという部分について、もう少し工夫した書きぶりの充実ができるか検討させていただければと思います。

その上で、惠羅委員からございましたコンクルージョンがこれなのか、この文章においてというご指摘だと思いますので、これも今の青木委員からのご指摘についての検討と併せて、全体の立てつけとして、この流れ等を崩さない範囲でどこに入れたらいいのかということについては、改めて一度検討させていただければと思います。

○小澤座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○岩田委員 建専連の岩田です。これまで長い時間、ここまで取りまとめを本当にありがとうございました。

感想といいますかお願いといいますか、これは初めてじゃないのかなと思うぐらい、サプライチェーン全体が一つのテーマに沿って、賃上げをどうやったらできるのかなということを議論いただいて取りまとめいただいた、非常にすばらしいことだなと思いますし、この後、これから取りまとめといいますか方向性のお話があると思うのですけれども、これだけの時間をかけて、これだけの方が業界を代表して、いろいろな難題を乗り越えて一つの着地点というか、来たので、ぜひとも業界として周知をしっかりとお願いしたいと思います。「言ったけれども、うちの会社は」というのではなくて、我々は実際にお金を上げていく、処遇を変えていく立場ですので、来られた会社にはしていただいたけれども、ほかから「何だそれ、知らないよ」と言われると、賃上げしたところから間違なく潰れますので、ここはぜひとも業界としてしっかりグリップしていただいて、いろいろな難しい問題は我々も分かっています。当然、我々も下請ダンピングをしないようにしっかりと

周知して、全国を回ってやらなければいけないなとは思っていますので、ぜひとも業界として取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○小澤座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

先ほど、まとめはこれでいいのかというご意見がございましたが、確かにそれぞれのプレーヤーがどういうことをやってほしいかということではなくて、今回取りまとめた労務費の基準（案）というものがどういう位置づけのもので、まさに今サプライチェーン全体でというふうにおっしゃいましたけれども、これが絵に描いた餅ではなくて、ちゃんと実行されるようにするために、どのように取り組んでいく必要があるのかということを最後にまとめとして入れておくのが落ち着きはいいかなと感じましたので、少し考えていただければと思います。

一通りご意見は出尽くしたでしょうか。

素案に対しては100を超えるご意見を頂きましてありがとうございました。また、事務局は、それに対して非常に丁寧に答えていただきまして感謝申し上げます。幾つか今日も修正のご意見を頂きましたので、できるだけ完成度の高いものに事務局にはしていただきますようお願い申し上げますが、最後の取りまとめに当たっては、この会議を改めて開くことはちょっと難しいので、私のほうにご一任いただけますと幸いですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○小澤座長 ありがとうございます。それでは、この基準（案）、若干の修正をしていただくという前提で、中央建設業審議会の総会にて報告、ご審議いただくということにさせていただければと思います。ご協力をどうもありがとうございます。

職種分野別の労務費の基準値（案）について

○小澤座長 続きまして、「職種分野別の労務費の基準値（案）について」ということで、次の資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○近藤室長 専門工事業・建設関連業振興室の近藤と申します。資料4の「職種分野別の労務費の基準値（案）」についてご説明申し上げたいと思います。

説明に入ります前に、一度一旦おさらいということで資料3に戻らせていただきたいのですが、238行目に「職種分野別の基準値」という記載がございます。そこだけご紹介さ

せていただきます。

「基準値の位置づけ」と記載があります。実際の価格交渉などにおいて、(1)に示されている基本的な考え方、基準本文の考え方沿った適正な労務費の確保を円滑に進める観点から、1つは「ア) 標準的な作業内容や施工条件等が特定可能であること」、もう1つは「ア)において適用が想定される歩掛や公共工事設計労務単価の職種が一定程度明確であること」、この要件を満たす職種分野においては、国土交通省において本基準により導き出される具体的な数値、これを「基準値」と言わせていただきます。これを定めて運用することとさせていただいております。この基準値につきましては、職種分野別、都道府県別に、適正な労務費の考え方を踏まえて、具体的な数値をトン当たり、平米当たりなどの「単位施工量当たり労務費」の形で示すということ。また、基準値は個別の請負契約にそのまま適用できる値を定める趣旨のものではなくて、個別の請負契約においては具体的な作業内容や施工条件等を踏まえて、示されている基本的な考え方沿って、基準値を補正して労務費を算出すべきであるといったところを踏まえたものであるということでございます。

資料4にお戻りいただければと思います。まず、職種分野別の労務費の基準値につきましては、前回9月の本ワーキンググループで、型枠、鉄筋、左官、潜かん、橋梁、造園の6分野について案をお示しいたしました。本日は、その6分野に続く基準値の案として、これまでワーキンググループでご議論いただきました方向性や手順を踏まえて行った職種別意見交換会での検討を経て、事務局でまとめた7分野についての案をお示しするというものです。それをまとめたのが1ページとなります。

職種別意見交換会は、昨年の11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から開始し、本日までに計25の枠組みの職種分野別に意見交換を行いました。各業界の実情に応じた基準値の設定、その使用に係る留意点、実効性確保策を議論しております。各職種分野において、意見交換を踏まえた労務費の基準値（案）を本ワーキンググループでお示しできるよう、これまで調整を進めてきたというところです。

以下の表では、職種別にどういった団体と意見交換を行わせていただいたのかという一覧と、その中で労務費の基準値（案）の調整状況を示した赤いマークを表示しています。まず、意見交換は本日までの実績で実施順に左上の型枠から右下の土間までの計25の職種で行いました。赤いマークについて、まず塗り潰された四角形につきましては、職種別意見交換における議論が整いまして、前回の9月のワーキンググループで基準値（案）をお

示ししたもので、合わせて 6 つございます。また、白抜きの四角形につきましては今回基準値（案）をお示しするもので、合わせて 8 つございます。星となっている職種につきましては引き続き調整を行っている状況です。法施行前は本日のワーキンググループが最後の開催となりますので、星の職種につきましては、法施行後に順次ワーキンググループ開催時に基準値（案）をお示しできるようにという形で進めてまいりたいと思っております。

次に、2 ページをご覧ください。労務費の基準値（案）の策定の検討状況について、建設業の許可区分に当てはめて整理したものでございます。建設業の許可区分は、いわゆるゼネコンに該当するような土木工事業と建築工事業の 2 つを含む全 29 業種となります。これまでに職種別意見交換会を行った職種をこれに当てはめますと、29 業種のうち土木工事業・建築工事業を含む 20 業種につきましては、何らかの基準値（案）を検討中という状況になります。なお、これまでにも説明しましたとおり、基準値の定めのない職種分野につきましても、労務費の基準に沿った適正な労務費を確保するということは法施行のタイミングから進めていかなければならないという点については変わりないということは補足させていただきます。

続いて 3 ページをご覧ください。こちらは本日お示しする基準値の目次でございます。基準値（案）として各職種分野に共通する留意事項をお示しした上で、職種ごとの具体的な内容を順次お示しするという構成になっています。職種ごとの基準値は、職種別意見交換会で頂いたご意見を踏まえて業界の特性に応じて整理したものになります。今回お示しするのは、職種ごとの意見交換を踏まえておおむね案がまとまりました住宅分野、電気設備工事、とび・土工、空調衛生、鉄骨、切断穿孔、交通誘導警備の 7 職種分野に係る基準値となります。前回の 9 月のワーキンググループでお話しした内容と同様、おおむね労務費に関する基準の第 2 章（2）②に位置づけております職種横断的な基準値の定め方に沿って案を作成しているところでありますけれども、一部、職種別意見交換における議論を反映して補足説明が必要となる点がございますので、その点に重点を置いてご説明させていただきたいと思います。

まず、5 ページから職種ごとの基準値（案）が進みますが、まずは住宅分野における労務費の基準値の資料をご説明させていただきます。こちらは石井から説明させていただきます。

○石井補佐 事務局の石井でございます。5 ページ以降、まず 1 番目で「住宅分野における労務費の基準値（案）」ということでお示しさせていただいております。住宅分野につ

きましては、最初に職種別の枠組みをつくった 3 つのうちの 1 つということではあります
が、基準本文のほうでも記載させていただいておりました直轄工事の歩掛を基本的には
使っていくというところが戸建て住宅だと難しいということで、本文とかこれまでの議論
の中でもフォローさせていただいておりましたが、別個、国交省のほうで歩掛の調査を行
うということにさせていただいていたところであります。

6 ページ、7 ページで、この歩掛調査の概要と結果をご紹介させていただいております。
まず、国交省として行いました歩掛調査の概要でございますけれども、今年 7 月～10 月
ということで、つい最近までやっていたのですけれども、住宅分野の職種別意見交換会の
枠組みにおいて合意された一定の要件を満たす住宅建築工事ということで、一番下に敷
地・基本構造等の条件を記載しておりますが、木造 2 階建て、建物形状は方形でとか、敷
地は平坦地を前提とか、延べ床面積は 100m² 程度とか、新築、戸建て、注文というとこ
ろで、大枠は今、戸建て住宅の基準のニーズが多いということで、職種別意見交換で枠組
みを議論いたしまして、これを対象に調査を行うこととしたところであります。

現場数につきましては、調査概要の真ん中でありますけれども、職種別意見交換会に参
加していただきました団体のうち、JBN・全国工務店協会さんから主にご紹介いた
だきました、広く網羅的にたくさん調査する手法もないわけではないのですが、今回は新
たな調査を行うというところで、しっかり個別にフォローする必要もあるということで、
合計すると 25 現場という少し絞った形で調査させていただいたところであります。補足
しますと、解体工事、また瓦の工事につきましては、補足してそれぞれの関連する専門工
事業団体から協力いただきまして現場をフォローいただきました。結果として、合計 16
現場について回答を回収したということでございます。調査票を配付いたしますとともに、
現場に調査員が赴きまして、どういった内容を書いてくださいとか、そうしたところにつ
いて細かくフォローした上で頂いた数字ということであります。

7 ページに結果を記載してございますけれども、合計 12 個だったと思いますが、工程
ごとに歩掛を集めていったところであります。左側に工程を記載してございまして、解体
工事から設備工事ということで、おおよそそれぞれの作業があれば大体 1 軒の家が建つと
いうような仕様のもので、それぞれ代表的な職種を当てはめた上で、歩掛の調査を、右側
に「仕様・対象作業等特記」と記載しておりますそれぞれの作業をするのに何人日かかっ
ているかを 100m² 当たり何人日という形にしたもののが、歩掛調査の結果となっております
青色の列に記載の数字ということになります。

この調査結果をベースにいたしまして、8 ページ以降、住宅分野における労務費の基準値（案）を解体、仮設、基礎という順番で並べていっておりまして、合計 12 個の個票を 19 ページまで記載させていただいている。こちらにつきましては、今申し上げたとおり既存の歩掛ではなく新しく取った歩掛で、ただ、この値を使うということですとか、この職種を当てはめるということにつきましては、職種別意見交換の皆様の合意を頂いた上で今お示しさせていただいている。

住宅分野の補足は以上であります。

○近藤室長 続いて、20 ページ以降をご説明させていただきます。20 ページからは電気設備工事における基準値であります。電気設備には 20 を超える特性の異なる工種が存在いたします。そこから最小限の工種として、職種別意見交換会を踏まえて、次のページから始まる幹線、電灯コンセント、放送という 3 つの工種を選定しております。電工の特徴といたしまして、設備項目ごとに作業が非常に多岐にわたること、また、例えば配線の設置ですとか電線管の敷設という同じ作業であっても設備項目ごとに標準的なものが異なる。さらには、一つの設備項目に対しては種々の作業を一まとめに請け負うという商慣行があることを踏まえまして、この 21 ページからありますように、一つの個票の中で幾つかの代表的な作業内容を併記するものとしたというのが特徴となっています。また、このページでは施工単位当たりの歩掛が α と β という記号になっている作業があります。これは活用できる公的な歩掛が存在しないことから、労務費に関する基準において許容されている定性的な歩掛を設定したというものになります。それぞれの作業内容について、作業内容や施工条件などに応じて適切な歩掛に適切な職種の設計労務単価を乗じることで、それぞれの単位施工量当たりの労務費を算出していただく基礎となるものであります。配線工事の一番右側に X、ケーブルラック工事は Y とありますように、この X と Y と Z を並べたものを電気設備工事における労務費の基準値としたというところが少し特徴的なところでございます。

飛びまして、次に 25 ページからになります。こちらは、とび・土工工事の関係となりまして、86 ページまで続く大部のものとなっております。その背景について最初にお話しさせていただきます。とび・土工工事につきましては、足場の組立てなどを行ういわゆるとび工事と、掘削や土砂などの運搬を行う土工工事があります。それぞれの工事の中でも、例えば土工工事でありますと、掘削とアンカーワークや法面工事などというものは全く別の作業でありますし、ほかにも杭工事や地盤改良工事など、工法ごとに施工できる業者

が専門化している。それぞれに業界団体も存在しているというような職種分野が非常に広いという特性に鑑みまして、この大部にわたる多数の基準値（案）を提示しているところでございます。しかし、それぞれの分野ごとには最低限の工種を標準基準値として定めるという努力の結果もございまして、最小限のものとして 57 種類をお示しすることになったということでございます。

なので、26 ページからご覧いただきますと、まず「手摺先行足場（土木）」、次に「手摺先行足場（建築）」などと、土木と建築で特性が異なるところがあれば土木と建築を分けますし、その後、足場の話の次に仮設鉄板ですとか、工種の順にご紹介しているところでございます。それについての説明は割愛いたします。

少し後ろになりますが、86 ページをご覧ください。86 ページからは空調衛生工事に関する基準値になります。この空調衛生工事というのも、先ほどのものと同様に非常に分野が多岐にわたります。例えば、87 ページには配管工事というものがございますが、これは液体を通すものを配管と言います。その後、後ろに出てくるのが例えばダクトで、ダクトは空気を通すものです。空気調和設備はエアコンですね。また、給水、排水、衛生器具など、10 の工種を選定して、それぞれの工種の中にも本来は多数の規格・仕様があるのですけれども、その中で標準的と言えるものを選定してお示しするという形を取っております。電気設備工事と同じ設備系の職種分野ではありますけれども、空調衛生工事のほうについては、作業ごとの専門性が高く分業制となっているということも踏まえて、こちらは作業ごとに独立した基準値としてまとめているというところでございます。

次に、97 ページ以降が鉄骨工事における労務費の基準値、また、101 ページからが切断穿孔工事、最後の 105 ページ以降が交通誘導警備となっております。鉄骨と切断穿孔に関しては、先ほどの基準で定められた原則におおむねのつとて作成されており、警備についての補足ということで、また石井からご説明させていただきます。

○石井補佐 警備でございまして、実際、これは直接工事を施工するというわけではないのですが、建設工事全体の中で見ると、それなりの額の労務費が工事の施工に当たって必要になる業種であると考えております。公共工事設計労務単価についても交通誘導警備員 A、B という職種が割り当てられておりまして、しかるべき額をお支払いしているということあります。交通誘導警備員の分の労務費も建設工事全体においては必要ということでありまして、106 ページで少し特異な点を補足させていただいておりますが、発注者と元請の関係で言いますと、建設工事全体の額の中で警備分の労務費も含まれているという

概念でありまして、当然ここも今回の労務費の基準の中でしっかりと工事全体の労務費として守られるべき、こうした考え方の中で基準値も設定しているということあります。

一方で、これまで議論してきた実効性確保となりますと、元請の業者が一般的に警備業務を下請に出していくということになると思いますが、一次下請、二次下請というところで、建設業法の枠外になってまいりまして、見積りに関する労務費内訳明示の努力義務だとか、賃金支払いの努力義務だとか、そうしたところが枠外ということになります。当然、発注者と元請の中で労務費が削り代にならないようにするという観点で基準値をつくることが重要かと思っておりますが、一方で下請までしっかりと支払われるという実効性確保の観点が重要かと思っておりまして、下側に追記させていただいておりますが、職種別意見交換会は警察庁の方にも入っていただきまして、警察庁のほうで警備業としてしっかりと人材を確保していくための問題意識を共有していただいて、12月に基準値の公表が予定されると思いますが、そこに合わせて注文者から受注者への価格転嫁に必要な指導助言を警察庁の中でやっていただくというところ。また、基準を踏まえた適切な見積りの実施ですか、設計労務単価水準の賃金の支払いに関して、業界にしっかりと求めていっていただくということで、こういう取組もしていただくという前提で、この基準値をつくらせていただいているということで補足でございます。

○近藤室長 以上、駆け足ではございますが、労務費の基準値（案）の検討状況のご説明でございました。引き続き他の職種の基準値の取りまとめに向けた検討も含めて進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料4「職種分野別の労務費の基準値（案）」について、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ウェブ参加の長谷部委員、渡邊委員、もしご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。——よろしいでしょうか。

前回、それから今回とご紹介いただき、残りについても調整中、実施中ということで、順次、基準値（案）を作成していただいている、準備いただいているということかと思います。ありがとうございました。

それでは、現在の基準値（案）、今回ご提案されているものについては、お認めいただいたということで、次の手続に進めていただければと思います。ありがとうございました。

今後の進め方について

○小澤座長 それでは、続きまして議事の 3 でございます。「今後の進め方について」ということで、まず資料 5、6 を用意していただいているので、ご説明をお願いします。

○石井補佐 再び事務局の石井でございます。

資料 5、6 ということで、一番後ろのほうにペラ紙で 2 枚ご用意させていただいている。まず、前提として資料 5 ということをありますけれども、本日はおおむねのところで、基準本文案につきまして取りまとめにご協力いただいたところですが、今後、より細かい運用方針ですとか、幾つか文書類を作つて施行に合わせてお示ししていくということを予定しております。これまで実効性確保策のご説明とかの中で、いろいろと「あれをやります」「これをやります」というようなことを申し上げていたものを、少し作成物として整理させていただいているのが資料 5 ということです。

本文の中にも、これを踏まえて記載させていただいているところがありますが、振り返りということで、委員のほうにも別途紹介させていただいておりますが、労務費に関する基準の運用方針といったものをまとめるというのが一番大きいパートとしてあると思っております。第 8 回ワーキング、6 月に実効性確保策についてまとめてご議論いただいた際に、資料 1-2（別冊）として用意しておりました運用方針という冊子に、別途作成するとしていました「WG 資料 1-2 P6」というところでありました「「見積書（標準見積書）」の作成手順及び様式例」といったもの、また、「発注者・元請間の見積書の作成に当たつてのガイドライン」というもの、これらを今ガッチャンコというか、一体化したものとして運用方針といたしまして作成に向けた準備を進めているということです。基本は一番ここが大きいパートですが、特に公共発注者向け、あるいは公共受注者もあると思いますが、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」はこの運用方針とは別途つくるというところでございまして、今パブリックコメントがなされている状況ということです。

また、改正するものとしてお示ししております「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」という、これらの G メンの取締りに関連するガイドライン等と、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」、このあたりが今回の議論の中で修正を要する箇所が出てくるということで、併せて改正していく予定

ということでまとめております。

この前提の上で、資料 6 として今後の進め方についてまとめさせていただいております。本日、10 月 27 日の第 11 回ワーキングでご議論いただいたところでございますが、先ほど申し上げた運用方針につきましては、11 月中に案をまとめた上でパブリックコメントの形でお示しして、施行に備える準備をしてまいりたいと思っております。この本日ご議論いただきました内容で修正の必要があるところにつきましては修正して完成版にした上で、12 月初旬に中央建設業審議会の総会を予定してございますので、こちらでご審議いただく予定でございます。あわせて、コミットメント制度も含め建設工事標準請負契約約款の改正ですとか、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に係る経営事項審査の加点措置、こうしたものも内容として総会にお諮りする予定ということでございます。その総会でまとまりましたら、それを前提として、今ご議論いただきました基準値ですかと運用方針、労務費ダンピング関係のガイドライン等の公表ですとか、自主宣言制度の運用開始というものを進めた上で、12 月 12 日に改正建設業法等の全面施行を予定しているということであります。

また、ワーキングにつきましては、先ほど調整中の星マークの基準値が幾つかございましたけれども、これまでのご議論で基準値につきましてはワーキングでの検討を前値ということでご議論いただきしておりますので、施行に向けては、基準値は本日ご議論いただいたところまでを施行のタイミングで予定しておりますが、残りの調整中のものにつきましては、この第 12 回のワーキングでお示しすることを予定してございます。また、継続検討事項となっている実効性確保策ということで、第三者機関の話ですとか、優良な企業が評価されるための仕組みというのは、より議論を深めなければいけないということになっていましたので、そうしたことにつきましては、「令和 8 年 春～夏頃（予定）」と記載してございますが、施行準備も一旦一段落ついた後に次回のワーキングということで、枠組みとしましては、このワーキングをひとまずこのまま開催していくということで、一旦整理しているということでございます。

資料 5、6 の説明は以上でございます。

○小澤座長 ご説明ありがとうございました。今後の進め方ということで、基準に関連するガイドライン類のご紹介とスケジュールのお話でございました。

何かご質問がございましたらお受けしたいと思いますが。

○岩田委員 12 回で現状はどうなっているのかということも、公表された後、どのよう

に運用されているのか、何が困っているのかということもお聞きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○小澤座長 ありがとうございます。

前田さん、どうぞ。

○前田委員 積算協会の前田ですが、先ほど労務費に関する基準（案）について皆さんにご承認いただいたと思うのですが、これは中央審議会にどういう形でご説明するのか。というのは、このワーキングでは 10 回ほど皆さんと相当細かい議論をしてきましたよね。だけれども、文章だけで今までまとまっているという状況じゃないですか。そうすると、細かいところは分からぬわけです。それをどうやってご説明するのかというのを質問したいのです。まずそれが 1 点。

それで、大枠のところでワーキングの方針は決まったよと。では、細かいことについては、引き続きワーキングに出口の議論も含めて任せていただけるのか。そういうご説明をする予定なのでしょうか。

入り口の議論は十分にしたかと思います。ただし、質問の中で現状そのままでか、あと修正したとか、それはよろしいのですが、別途対応という項目もあるじゃないですか。そういうことも含めて未確定な部分があるので、その辺はどうのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○石井補佐 まず、岩田委員の運用状況についてもというところで、その時点までの状況で分かる範囲のもので、そこはしっかり報告させていただくことになろうかというのが 1 つと、今、前田委員からございました総会でのご報告のイメージということありますけれども、基本的には本日資料として載せさせていただきました資料 2 と資料 3 が総会への報告の主な資料になると思っております。

○前田委員 資料 2 もつくのですね。

○石井補佐 資料 2 もおつけするイメージです。工期に関する基準も、そのようなスタイルでお諮りしていたと思います。ただ、詳細な検討はさせていただきたいと思いますが、基本的にはそういういたイメージだとご理解いただければと思っております。基準値につきましては国交省で示すもので、ワーキングに事前にお諮りするというところで、総会そのものにはつける予定はありません。そのほかの運用方針につきましては資料 6 でご説明させていただいたとおり、別途対応とさせていただいた中長期的に議論する対象のものとか、あるいは運用方針で対応するもの、いろいろとございましたが、運用方針につきましては、

このスケジュールでお示ししていたものとおり、国交省が作成する資料として責任を持って我々のほうで対応させていただきまして、施行に合わせてお示ししてまいります。また、中長期的に検討すべき事項は、このワーキングで議論すべきものと、また別枠で議論するべきもの、いろいろあろうかと思っておりますので、そこの整理は省内でしっかりと進めてまいりたいと思います。

○小澤座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、資料 5、6 まで確認いただいたところですが、ここで一旦一区切りということもございますので、全体を通して何か皆さんからご意見がございましたらお受けしたいと思いますが、よろしくございますか。どうもありがとうございました。

それでは、予定していました議事はこれで全てでございますので、事務局へお返ししたいと思います。

3. 閉　　会

○小川推進官 ありがとうございました。

最後になりますが、不動産・建設経済局長の楠田より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○楠田局長 不動産・建設経済局長の楠田でございます。委員の先生方には本日も闊達なご議論を賜りました。誠にありがとうございました。

本ワーキングにつきましては、昨年の 9 月に立ち上げてから約 1 年間、計 11 回にわたり大変熱心にご議論いただきました。本日のワーキングにおいて、中央建設業審議会総会に報告する労務費に関する基準の案を、このように大変充実した内容で大筋でお取りまとめいただきまして、私どもといたしましても大変うれしく思っております。これまで格別のご尽力を賜りました小澤座長をはじめ、全ての委員の先生方に改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

お取りまとめいただきました案につきましては、今後、12 月上旬に開催予定の中央建設業審議会総会においてご審議いただいた上で、労務費に関する基準として勧告される運びとなります。勧告後は公共工事・民間工事を問わず全ての発注者の方々、あるいは建設業者や団体の方々をはじめ、あらゆる関係者の皆様に対し、この内容を丁寧に周知してまいりたいと思っております。また、本基準にも記載いただいております各種の実効性確保

策につきましては、12月の改正法施行に向けた準備はもちろんでございますけれども、その先を見据えた検討につきましても、引き続きしっかりと進めてまいりたいと思っております。

この労務費に関する基準は技能者の処遇改善に向けた大きな一歩でありますけれども、これは「つくったから終わり」ということではなくて、むしろスタートであると考えておりますし、つくった後、サプライチェーン全体で実際にどう進めていくかということが大変重要であると思っております。

この基準が現場の個々の取引にまで広く浸透して、技能者の処遇改善に確実につながっていきますよう、私どもも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思いますけれども、特に委員としてご参加いただき、この基準を一緒につくっていただきました各業界団体の皆様、関係者の皆様におかれましては、関係者への基準の周知でありますとか会員各社による本基準を踏まえた取組の率先垂範など、これからもぜひ大きな役割を果たしていただけますよう、改めてお願ひを申し上げる次第でございます。

今まで多岐にわたる幅広い議論を的確かつ丁寧に整理しお取りまとめいただきました小澤座長はじめ、貴重なご意見、ご示唆を賜り、実効性確保策も含めた大変充実した内容の基準をつくっていただきました全ての委員の先生方に改めて心より感謝申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○小川推進官 ありがとうございました。そのほか、国土交通省側から発言はございますでしょうか。

それでは、本日はこれをもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にありがとうございました。

午後4時47分 閉会